

東京計装グループ
CSR 調達ガイドライン

2024 年 11 月
東京計装株式会社

はじめに

東京計装グループは、経営理念として「はかる技術で地球の未来に貢献」を掲げ、世界中の人々の生活を豊かにしていくことを目指すとともに、持続可能な社会の実現に向けて企業の社会的責任(CSR)を果たしていきたいと考えています。

近年、気候変動、自然災害、感染症、紛争など地球規模の課題が経済、環境および社会に重大な影響を及ぼすなど、持続可能な社会の実現が国際社会の重要課題となっており、そのための企業の取り組みへの関心も年々高まっています。東京計装グループでは法令遵守、公正な企業活動、環境保全などの CSR に関する活動に取り組んでまいりましたが、国際社会の要請や期待に応えるためには、東京計装グループの取り組みのみならず、サプライチェーン全体で CSR についての共通した認識を持ち、協調して取り組んでいく必要があります。

このたび、東京計装グループおよびサプライヤーの皆さまがともに社会的責任を果たしていくために取り組むべき事項として、「東京計装グループCSR調達ガイドライン」を策定しました。本ガイドラインを通じて積極的な CSR 活動を行い、社会の信頼を得ることで、ともに成長し続けていきたいと考えておりますので、サプライヤーの皆さまにおかれましても、本ガイドラインをご理解いただき CSR 活動を推進していただきますとともに、皆さまのサプライヤーへも同様の活動を要請いただきますようお願いいたします。

東京計装株式会社
資材部

目 次

1	労働	1
1-1	強制的な労働の禁止	
1-2	児童労働の禁止、若年労働者への配慮	
1-3	労働時間への配慮	
1-4	適切な賃金	
1-5	差別およびハラスメントの禁止	
1-6	結社の自由	
2	安全衛生	3
2-1	労働安全	
2-2	緊急時への備え	
2-3	労働災害・労働疾病	
2-4	身体的負荷のかかる作業への配慮	
2-5	機械装置の安全対策	
2-6	施設の安全衛生	
2-7	安全衛生のコミュニケーション	
3	環境	5
3-1	汚染防止	
3-2	エネルギー消費および温室効果ガス排出の削減	
3-3	資源の有効活用	
3-4	化学物質管理	
3-5	廃棄物管理	
3-6	材料の制限	
4	倫理	6
4-1	腐敗防止	
4-2	不適切な利益の排除	
4-3	適切な情報開示	
4-4	知的財産の尊重	
4-5	公正なビジネス	
4-6	通報者の保護と報復の排除	
4-7	責任ある鉱物調達	
4-8	適切な輸出管理	
4-9	反社会的勢力との関係遮断	

5	品質・安全性	8
5-1	製品安全性の確保	
5-2	品質管理	
5-3	製品・サービスに関する正確な情報の提供	
6	情報セキュリティ	9
6-1	サイバー攻撃に対する防御	
6-2	個人情報の保護	
6-3	機密情報の漏洩防止	
7	マネジメント	10
7-1	リスク評価とリスク管理	
7-2	トレーニング	
7-3	事業継続計画の策定	
7-4	サプライヤーへの伝達	

1 労働

労働者の人権を尊重し、尊厳をもって労働者に接することが求められます。これは直接雇用者、契約社員、臨時社員、移民労働者、学生、およびその他の就労形態の労働者を含む、すべての労働者に適用されます。

1-1 強制的な労働の禁止

- ◆拘束(債務による拘束を含む)または拘留労働、非自発的または搾取的囚人労働、奴隷または人身売買などを含む、あらゆる形態の強制的な労働を認めない。
- ◆労働者が契約に基づく妥当な通知を行っている場合、違約金の支払いや罰を受けることなく、離職することや雇用契約を終了することができるものとする。
- ◆外国人移民労働者の雇用にあたっては、労働者が母国を離れる前に、雇用条件を母国語または労働者が理解できる言語で記載した雇用契約書を提供する。就労国へ到着後に雇用契約を代替または変更することは、現地法を満たすため、かつ同等以上の条件を提供する変更以外は認められない。
- ◆現地法を遵守するために必要な場合を除き、労働者の身分証明書、パスポート、労働許可書、移民申請書などを雇用者が保持してはならない。
- ◆雇用者の人材斡旋会社またはその委託先は、労働者に就職斡旋手数料または就労に関するその他の費用を負担させてはならない。労働者がこうした手数料を支払ったことが判明した場合は、当該労働者に返金しなければならない。

1-2 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

- ◆最低就業年齢に満たない児童の雇用を行わない。ここでいう「児童」とは、15歳、または義務教育を修了する年齢、または国の雇用最低年齢の内、いずれか最も高い年齢に満たない者を指す。
- ◆18歳未満の若年労働者を夜勤や時間外労働を含む、健康や安全が危険にさらされる可能性がある業務に従事させてはならない。

1-3 労働時間への配慮

- ◆年間所定労働日数が法定限度を超えないようにする。
- ◆時間外労働を含めた1週間あたりの労働時間(緊急時、非常時を除く)が法定限度を超えないようにする。
- ◆法令に定められた年次有給休暇、産前産後休暇、育児休暇の権利を与える。

1-4 適切な賃金

- ◆最低賃金、時間外労働、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含め、適用されるすべての法令を遵守しなければならない。
- ◆労働関連法令などに違反する不当な賃金減額を行ってはならない。
- ◆支払いの際には、実施した業務に対する正確な賃金を確認できるよう、十分な情報を記載した給与明細書を提供する。

1-5 差別およびハラスメントの禁止

- ◆労働者に対する暴力、ジェンダーに基づく暴力、セクシャルハラスメント、性的虐待、体罰、精神的もしくは肉体的な抑圧、いじめ、公の場での侮辱、または言葉による虐待などの不快なまたは非人道的な扱いを行ってはならない。
- ◆雇用、昇進、報酬、研修などの機会や処遇において、人種、肌の色、年齢、性別、性的指向、性自認、民族、国籍、障害、宗教などによる差別を行ってはならない。
- ◆懲戒方針、対応手順などを策定すると同時に、社内通報制度を整え、労働者に周知する。

1-6 結社の自由

- ◆労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段として労働者の団結権を尊重する。
- ◆労働者が差別、報復、脅迫、ハラスメントを懸念することなく、労働条件および経営慣行について経営陣と真正かつ建設的な意思疎通を図る機会、環境を整備する。

2 安全衛生

製品およびサービスの品質、製造の一貫性、ならびに労働者の定着率および勤労意欲を向上させるため、業務上のけがや病気の発生率を最小限に抑えることや、安全で衛生的な労働環境の整備が求められます。また、職場での安全衛生の問題を特定および解決するために、労働者からの意見と労働者の教育は不可欠となります。

2-1 労働安全

- ◆職場の安全に対するリスク(化学物質、電気およびその他のエネルギー源、火気、車両、落下物の危険など)を特定および評価し、ヒエラルキーコントロールを用いて除去または低減する。これらの手段で危険を適切に管理することができない場合、労働者に適切な個人保護具を提供し、これを使用する。
- ◆妊娠中の女性および授乳期間中の母親に対しては、労働安全衛生上のリスクをなくすか軽減するための合理的な配慮を行う。

2-2 緊急時への備え

- ◆人命・身体の安全を損なう災害・事故などに備え、緊急時の対応策を準備し、職場内に周知徹底する。
- ◆緊急時に確実に避難できるよう、分かり易く障害物のない避難経路・出入口を確保する。
- ◆火災検知システム、消火器、防火扉、スプリンクラーなどを適切に設置する。
- ◆避難訓練を定期的実施する。
- ◆緊急時に備えて復旧計画を整備する。

2-3 労働災害・労働疾病

- ◆労働災害および労働疾病の状況を把握し、適切な対策を講じる。
- ◆災害・疾病を分類・記録し、必要に応じた治療を提供する。
- ◆災害・疾病を調査し、原因を除去するための是正処置を実施する。
- ◆労働者の職場復帰を促進するための制度や施策を整備する。

2-4 身体的負荷のかかる作業への配慮

- ◆身体的負荷の大きい作業に起因した労働災害・労働疾病を防止するため、手作業による原材料の取り扱いや重量物運搬作業、力の必要な組み立て作業、長時間にわたる反復作業・連続作業や不自然な姿勢による作業などを特定し、定期的な休憩、作業補助具の提供、複数作業員での分担や協力などの適切な管理を実施する。

2-5 機械装置の安全対策

- ◆労働者が業務上使用する機械装置について安全上の危険性を評価し、定期点検、防護壁の設置、安全機構の採用などの適切な安全対策を実施する。

2-6 施設の安全衛生

- ◆労働者のために提供される施設(寮・食堂・トイレなど)の安全衛生を適切に確保する。

2-7 安全衛生のコミュニケーション

- ◆業務上の様々な危険について適切な安全衛生教育を労働者が理解できる言語で実施するとともに、安全衛生関連の情報は施設内に掲示する。

3 環境

社会の持続可能な発展のためには、地球環境に配慮し、事業活動のあらゆる局面で環境への負荷を減らしていかなければなりません。そのためには、幅広い組織や企業が、規制に従うだけでなく、事業活動全般にわたって、地域社会、環境、天然資源への悪影響を最小限に抑える取り組みを進めていくことが求められます。

3-1 汚染防止

- ◆大気・水・土壌などの環境汚染防止に関する法令を遵守するとともに、汚染防止設備の追加や生産プロセスの見直しを含む適切な管理を実施する。

3-2 エネルギー消費および温室効果ガス排出の削減

- ◆エネルギー消費量および温室効果ガス排出量を記録し、エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組む。

3-3 資源の有効活用

- ◆水、化石燃料、鉱物、原生林製品などの天然資源は、設備の変更、材料の代替、再利用、リサイクルなどを推進して資源の有効活用を図る。

3-4 化学物質管理

- ◆人体や環境に対して危険をもたらす化学物質等を特定し、安全な取り扱い、移動、保存、使用、リサイクルまたは再利用、および廃棄が適切に実施されるよう管理する。

3-5 廃棄物管理

- ◆廃棄物を適切な方法で処理・管理し、リサイクル、削減に努める。

3-6 材料の制限

- ◆製品および製造過程における特定の物質の使用禁止または制限に関して、すべての適用される法令および顧客要求事項を遵守する。

4 倫理

サプライチェーンにおいて社会的責任を果たし、事業の成功を実現するために、事業活動を行う国や地域において適用される法令を遵守し、社会倫理・規範に則った企業行動を実践することが求められます。

4-1 腐敗防止

- ◆あらゆる種類の贈収賄、腐敗行為、恐喝、および横領を一切容認しない方針を掲げ、継続的に遵守する。

4-2 不適切な利益の排除

- ◆直接的あるいは間接的を問わずいかなる方法であっても賄賂や不当・不適切な利益を得るための手段を約束、申し出、許可、提供、受領してはならない。

4-3 適切な情報開示

- ◆企業の労働、安全衛生、環境活動、事業活動、組織構造、財務状況、業績に関して、適用される法令と業界の慣例に従って情報を開示する。
- ◆サプライチェーンにおける記録の改ざん、虚偽表示を容認しない。

4-4 知的財産の尊重

- ◆知的財産権を尊重しなければならない。技術やノウハウの移転は知的財産を守る形で実施し、また顧客およびサプライヤーの知的財産も保護しなければならない。

4-5 公正なビジネス

- ◆下請法などを含む公正な取引に関する法令を遵守し、公正な事業活動を行う。
- ◆カタログなどにおいて、事実と異なる表示や、顧客や消費者が誤認を引き起こすような表示を行わない。
- ◆カルテル、入札談合、不公正な取引方法などの自由競争を阻害する行為を行わない。

4-6 通報者の保護と報復の排除

- ◆労働者およびサプライヤーの通報者の機密性、匿名性、保護が確保された仕組みを構築し、通報者が報復の恐れなしに懸念を提起できる通報制度を整備する。自社での構築が困難な場合には、集団的なプラットフォームへ参加することも一つの方法となる。

4-7 責任ある鉱物調達

- ◆製造している製品に含まれるタンタル、スズ、タングステン、金、コバルトなどの鉱物が、紛争地域および高リスク地域において児童労働を含む人権侵害、紛争、汚職・贈収賄などのリスクや不正に関わる組織の資金源になっていないことを合理的に確認する。
- ◆経済協力開発機構(OECD)の「紛争地域および高リスク地域からの鉱物の責任あるサプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」または同等に認知されたデュー・ディリジェンスのフレームワークに沿った方法で調達されていることを合理的に保証するための方針を策定し、デュー・ディリジェンスを実施する。

4-8 適切な輸出管理

- ◆法令などで規制される技術や物品の輸出に関して、管理体制の整備と適切な輸出手続きを行う。

4-9 反社会的勢力との関係遮断

- ◆市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、取引関係や資金提供を含めて一切の関係を持たない。

5 品質・安全性

製品・サービスの安全性・品質などに関する不正確な情報は、サプライチェーンを通じて、顧客のみならず様々なステークホルダーに甚大な影響を与える可能性があります。製品安全性を確保するとともに、品質マネジメントシステムを構築し、継続的に品質改善していく取り組みが求められます。

5-1 製品安全性の確保

- ◆製品設計を行う際には、十分な製品安全性を確保できる設計を行い、製造者としての責任を考慮して販売する。
- ◆製品安全性に関する法令遵守はもとより、通常有すべき安全性についても配慮する。
- ◆トレーサビリティ(材料・部品・工程などの履歴)の管理および問題解決に向けた迅速な対応などの体制を構築する。

5-2 品質管理

- ◆製品・サービスの品質に関して適用されるすべての法令を遵守し、自社の品質基準、顧客要求事項を遵守するための適切な仕組みやマネジメントシステムを構築する。

5-3 製品・サービスに関する正確な情報の提供

- ◆顧客や消費者に対して、製品・サービスに関する正確な情報(仕様、品質、取扱方法、含有物質など)を提供する。
- ◆虚偽の情報や改ざんした情報を提供してはならない。

6 情報セキュリティ

近年の高度情報通信社会の進展に伴い、情報管理がますます重要になってきています。情報管理不備は、自社や顧客のみならずサプライチェーンを含む様々なステークホルダーに甚大な影響を与える可能性があるため、個人情報や機密情報などの情報資産を適切に管理・保護することが求められます。

6-1 サイバー攻撃に対する防御

- ◆サイバー攻撃などからの脅威に対する防御策を講じて、自社および他者に被害が生じないように管理する。
- ◆産業制御システムのオープン化や工場のIoT化などの関連機器に対してもセキュリティ対策を講じる。

6-2 個人情報の保護

- ◆サプライヤー、顧客、消費者、従業員などの個人情報を適切に管理・保護する。
- ◆個人情報保護に関する法令を遵守する。

6-3 機密情報の漏洩防止

- ◆顧客や第三者から受領した機密情報を適切に管理・保護する。

7 マネジメント

本ガイドラインに関する各項目を達成するために関連する内容をマネジメントし、継続的に改善していくことが求められます。

7-1 リスク評価とリスク管理

- ◆事業活動における法令遵守、環境、安全衛生、倫理などに関するリスクを評価し、対策を講じる。

7-2 トレーニング

- ◆責任者や労働者がCSRに関する方針を理解し、適用される法令などの要求を満たすために必要となる知識やスキルを習得するための研修を行う。

7-3 事業継続計画の策定

- ◆大規模自然災害や事故、感染症の流行、テロ行為などの不測の事態が発生しても早期に事業を復旧させるための事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)を策定し、必要な準備を行う。
- ◆BCPの運用・見直しを含めた事業継続マネジメント(BCM: Business Continuity Management)に取り組み、事業継続能力の維持・改善に努める。

7-4 サプライヤーへの伝達

- ◆本ガイドラインの要求事項をサプライヤーに伝達し、同様の取り組みを行うよう要請する。